

昭和20年8月15日

0634 第四岸壁 = 要留替

0800 ヨリ潜水艇部 = 修理工ヲ打合合

打合合ノ結果、工ヲ終了出港予定 17日 1430 決定
同天肉任ハ

1. 引被弾箇所 (頭部及材研室 → 除) , 修理
2. 要流管、電働縦舵材、塩抜乾燥
3. 電池、~~西~~水洗乾燥

→ 即刻着手 = 決定セリ

故 = 先 = 実施スベキ修理工ヲ予定事項次ノ如シ

1. 浮眼鏡 換装
2. 電線 " "
3. 四式電話機 " "
4. 3、5号艇頭部 " "
5. 電働縦舵材、要流管 両調整
6. 2号艇主曲舵蓋 電装具 真鍮ローブ
7. 2号艇人力縦舵伝動部修理

艇長ヨリ以上修理工ヲ = 肉シ ~~先~~ 詳細打合セ、
夕ノ先 = 先行セヨト / 命令アリ 1800 迄也保整予定
ノ所 正午 大東亞戦争終結 = 肉スル大詔、^リ 傳授~~ス~~
之 = 取肉スル EB / 司令ヲ待ツタメ、一時見合せトス
大詔ハ 即チ 傳聖處 = ヨリ 政府ヲヒテ 「ボウダウ」 = 昭和
四國共同宣言ヲ 受諾セシメラレタル

存子 疎疎、懐言、
 「」 駭、
 或曰 直執 布告 尋 イラフ
 聖慮 ア 動ニ 奉ルモル 拜 登タル
 尋 切遠スルモ 大詔 是シ 聖慮 豈ニゾ 卑見ヲ以テ
 測リ 奉ルヲ 得ニヤ
 吾ニ 整備セル 回天アラハ、 感切ナリ。
 如何ナルコトアリトテモ 回天ハ 西鬼 敵ニ 奉ニ 善ズ
 吾ニ 決スル所アリ 一路 所信ニ 返進セシム
 仁科 少佐 以下、 神靈 示照 覽アル
 大戦 終結ニ 由スル 大詔 讀ニテ 右ニ 記シ
 詔 一意 聖意ニ 治ヒ 奉ラシコトヲ 期ス

詔書

朕深ク世界ノ大勢ト帝國ノ現状トニ鑑ミ非常ノ措置ヲ以テ時局ヲ收拾セムト欲シ茲ニ忠臣ナル爾臣民ニ告グ

朕ハ帝國政府ヲシテ米英支蘇四國ニ對シ其ノ共同宣言ヲ受諾スル旨通告セシメタリ

抑シ帝國臣民ノ康寧ヲ圖リ万邦共榮ノ樂ヲ偕ニスルハ皇祖皇宗ノ遺範ニシテ朕ノ養ニ措カサル所量ニ米英ニ對シ宣戰セル所以モ亦實ニ帝國ノ自存ト東亞ノ安定トヲ庶幾スルニ出テ他國ノ主權ヲ排シ領土ヲ侵スル如キハ國ニ對シ朕ノ志ニアラス然ルニ交戰既ニ四歲ヲ圖シ朕ノ陸海將兵ノ勇戰朕ノ百億有司ノ励精朕ノ一億眾ノ奉公各ニ最善ヲ盡セルニ拘ラス戰局ハ甚シク好転セズ世界ノ大勢亦我ニ利アラス加之敵ハ新ニ殘虐ナル爆彈ヲ使用シ頻ニ無辜ヲ殺傷シ慘害ノ及フ所莫ク測ルヘカラザルニ至ル初モ尚交戰ヲ繼續セムカ終ニ我民族ノ滅亡ヲ招来スルニ至ラス進テ人妻ノ文明ヲモ破壊スヘシ斯ノ如クハ朕何ヲ以テカ億兆ノ赤子ヲ保シ皇祖皇宗ノ神靈ニ謝セムヤ是レ朕カ帝國政府ヲシテ共同宣言ニ處セシムルニ至ル所以ナリ

朕ハ帝國ト共ニ終始果重ノ解放ニ協力セル諸盟邦ニ對シ遺憾ノ意ヲ表セサルヲ得ズ帝國臣民ニシテ戰陣ニ死ニ職域ニ殉ジ非命ニ蒙ララル者及其ノ遺族ニ

想ヲ致セハ五内爲ニ裂ク且戰傷ヲ負ヒ災禍ヲ蒙リ
家業ヲ失ヒタル者、厚生ニ至リテハ朕ノ深ク軫念スル
所ナリ 惟フニ今後帝國、存クハキ苦難ハ固ヨリ尋常
ニアラス 爾臣民ノ衷情モ朕善ク之ヲ知ル 然レトモ
朕ハ時運ノ趨ク所ト甚ハ難キヲ甚ハ思ヒ難キヲ忍ヒ
以テ万世ノ爲ニ太平ヲ開カント欲ス 朕ハ茲ニ口体ヲ
護持シ得テ忠良ナル爾臣民モ、赤誠ニ信倚シ^蒙爾臣民
ト共ニ在リ 若シ夫レ情、激スル所ニ溢ニ事端ヲ滋クシ
或ハ同胞排擠互ニ睚眦ヲ生リ 爲ニ大道ヲ誤リ
信義ヲ世界ニ失フガ如キハ朕最モ之ヲ戒ム 宜ク
挙口一家子孫相信ハ確ク神州ノ不滅ヲ信ジイテ
重クシテ道遠キヲ念ヒ総力ヲ將來ノ建設ニ傾テ
道義ヲ篤クシ志操ヲ鞏クシ誓フテ國体ノ精華ヲ
發揚シ世界ノ命運ニ後シガラコトヲ冀スベシ 爾臣民
其レ克ク朕ガ意ヲ体セヨ

布告 布告

昭和二十年八月十四日

各口譯大臣副著

○ 詔書喚登 = 至ル迄ノ外交交渉

一. 八月八日陛下政府ヨリ米英ソ支田□ = 宛ヲシテ
通告文

1. 天皇陛下ハ世界平和ノ実現ヲ衷心ヨリ念ゼラシマケ
人類ヲ救ヒ得サルベク戦争ノ早期終了ヲ切ニ願望
セラルコト
2. 陛下ノ降詔ヲ拜シ奉リ帝國政府ハサテニ中立
調停ニアツク「ソ」聯政府ニ對シ敵國トシテ平和
克服ノ斡旋ヲ依頼シタコト
3. 右努力ハ不幸失敗ニ終ツタカ陛下政府ハ平和ヲ
克服シ戦争ヲ「速」ニ終結セシムベシト陛下
降詔ヲ奉ジ「ボツダ」共同宣言ヲ受諾ノ用意アル
旨ヲ通告シタ
4. 但し右通告ハ「ボツダ」宣言が最高統治者トシテ
陛下ノ大政ヲ預スルゴトキ如何ナル要求モ包含シテ
ト諒解ノモトニ答セラレタコト
5. 四圍側ヨリノ回答ハ速カニサレルコトヲ切望シタコト